

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 26 年 7 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 22 日から 5 月 21 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 8 件（協会員 7 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、下記のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」の見直しについて	○ 「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」において、非対面取引（コールセンターやインターネット）においても高齢顧客の適合性を確認するなど、明確化してはどうか。	⇒ 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」において検討する。
2	【「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」】	○ ガイドラインでは、高齢顧客が取引を行なったことについての認識を確認するために「約定結果の確認・連絡」を行うこととし、当該行為を行う者は担当営業員以外の者としている。 当該「約定結果の確認・連絡」は不要ではないか。また、連絡するとしても担当営業員からの連絡を認めてもよいのではないか。	⇒ 「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討する。
3	「広告等に関する指針」の「表示することが望ましい事項」の変更 【「広告等に関する指針」】	○ 「広告等に関する指針」における、債券に関する広告等において、表示することが望ましい事項として、②利率（個人向け国債等、固定金利又は変動金利である旨、利率の決定方法、税引後利率を併記）、⑦利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く））とある。 利率及び利回りの表示をする際の税引後利率、税引後利回りを併記する旨を削除するなど、対応してはどうか。	⇒ 「『広告及び景品類の提供に関する規則』等の見直しに関するワーキング」において検討する。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
4	顧客資産の分別管理に係る外部監査の実効性の向上 【会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則】	① 会員が受検した外部監査の「検証結果」の開示を義務化してはどうか。 ② 「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」の2通りある外部監査の受検形態を、「法令遵守に関する検証業務」に統一してはどうか。	⇒ 「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」において検討する。
5	「有価証券の引受け等に関する規則」の見直し 【有価証券の引受け等に関する規則】	○ 同規則第1条では、同規則の目的について、「会員が国内において株券等及び社債券の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。第33条及び第36条第1項を除き、以下同じ。）の引受け並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資すること」を掲げている。下線部分の規定から、同規則については、目論見書の作成を要しない株券等及び社債券の募集又は売出しの引受けに関しては、同規則第33条及び第36条第1項を除き適用されないと解されるが、第8条の2及び第8条の3（反社会的勢力排除のための規定）についても適用対象とされる条項に含めるべきと考えられる。	⇒ 平成22年12月20日「引受け時における反社会的勢力排除のための『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正に関するQ&A」項番4②の回答において、「引受け規則第36条において、「規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、この規則の趣旨を尊重し、必要と認められる措置を講じるものとする。」と規定していることから、目論見書を作成しない売出しであっても反社確認を行う必要がある。」旨を明示しており、引き続きこの考え方に基づいて運用することとする。
6	株券等の募集の引受け時の資金使途の確認及び公表において、M&Aを資金使途とする場合の現行規則の見直し 【有価証券の引受け等に関する規則】	○ 「有価証券の引受け等に関する規則」第20条第2項に関し、株券等の募集に係る資金の使途をM&Aとする場合において、当該M&Aの実現可能性については現行規定のとおり主幹事社は発行者に確認し可能な範囲で公表するよう要請することとする一方、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途については、発行者への確認及び公表の要請をとりやめるよう改正してはどうか。	⇒ 「引受けに関するワーキング・グループ」において検討する。
7	国内公募エクイティオフアリングのブックビルディング手続きにお	○ 日系企業による海外のエクイティオフアリングでは、複数のジョイントブックランナー体制においてブックビル	⇒ 「引受けに関するワーキング・グループ」において検討する。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
	ける POT 方式の導入について 【「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則】	ディングを実施する際に、POT 方式を採用することが一般的となっている。 一方、国内公募エクイティオフアリングにおいては、機関投資家のブックビルディングにおいて、一般的にスプリット・オーダー方式が採用されている。近年、ジョイントブックランナー案件でのブックランナー数が増加する傾向であり、スプリット・オーダー方式により過度な需要獲得競争を誘発し、投資家サイドが混乱する案件も確認されている。POT 方式採用に際し、当事者となるジョイントブックランナーや機関投資家の間では認識していた場合でも、外形的に、「重複申告」に該当しないか確認をしたい。	
8	売買審査基準の見直し 【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】	○「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」第4条第2項から第4項までに基づく抽出基準及び分析に係る項目について、昨今の相場操縦事件を踏まえた見直しを行ってはどうか。	⇒ 「売買管理等に関するワーキング・グループ」において検討する。

以 上